

2 一時保護から措置までの対応状況

【制度の概要】

児童相談所は、保護者の不在や虐待などで家庭での養育が困難、心身の危険などがある児童を、児童養護施設入所などの措置を採るまでの間、一時保護を行うことができる。

児童相談所に併設された一時保護所（児童福祉法第12条の4）で行う場合が多いが、児童養護施設や里親等に委託することもできる（児童福祉法第33条第2項）。

一時保護は、児童の安全確保を行うとともに、児童のアセスメントを行い、児童や家族に対する支援内容を検討して、方針を定める期間である。その期間は、こうした目的を達成するために要する必要最小限の期間とすることとされており¹⁹、その期間は2か月を超えてはならない（児童福祉法第33条第3項）。

ただし、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができるが（児童福祉法第33条第4項）、親権者等の意に反して2か月を超えた一時保護を行おうとするときは、2か月を経過するごとに、家庭裁判所の承認を得る必要がある（児童福祉法第33条第5項）。

一時保護の期間中、家庭環境の調査や社会診断、心理診断などが行われ、児童相談所は、家庭引取りや児童養護施設への入所などの措置を決定する^{20 21}。

児童養護施設への入所、里親への委託については、親権者等の意に反して^{22 23 24}行うことはできない（児童福祉法第27条第4項）が、親権者等の意に反する場合であっても、親権者等がその児童を虐待し、著しくその監護を怠るなど著しく児童の福祉を害する場合

¹⁹ 「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）（資料2-①）

²⁰ 児童相談所長は、①児童又はその保護者への訓戒又は誓約書の提出（児童福祉法第27条第1項第1号）、②児童相談所等による在宅指導（同第2号）、③児童養護施設等への入所又は里親委託（同第3号）、④家庭裁判所への送致（同第4号）のいずれかの措置を採る必要がある。

²¹ 上記の措置が児童又はその保護者の意向と一致しないときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要がある（児童福祉法第27条第6項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第32条）

²² 法第27条第4項の「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」とは、親権者等が反対の意思を表明している場合には強行できないという意味であり、親権者等の承諾を得ない限り措置の決定ができないという意味ではないとされている（「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知））（資料2-②）。

²³ 親権者等の意思がはっきりしない場合は、施設入所等の措置を採っても差し支えないともされている（「子ども虐待対応の手引き」（資料2-③））。

なお、措置決定等に当たり、「都道府県知事が必要と認めるとき」にも、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこととされており、その例として「子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合」が示されている（「児童相談所運営指針」（資料2-②））。

²⁴ 「児童相談所運営指針」は、「意向の把握に当たっては、子どもや保護者等それぞれについて児童相談所の援助方針を承諾する場合は承諾書を、不承諾の場合はその理由を付した不承諾書を求めることを原則とするが、子ども等の年齢、その他の理由から承諾書・不承諾書により難しい場合は、児童相談所の説明方法や説明内容、これに対する子どもの反応等を克明に記録し、児童記録票綴に編綴しておく。」としている（資料2-②）。

には、家庭裁判所の承認を得て、児童養護施設への入所等の措置を採ることができる（児童福祉法第 28 条第 1 項）。

なお、平成 30 年度に児童福祉法第 28 条第 1 項の家事審判を請求した件数は、全国で 386 件となっている（資料 2-④参照）。

【調査結果】

調査した 34 児童相談所において、平成 30 年度に一時保護の期間が 2 か月を超えた 263 事例（一時保護期間が長い順に 1 児童相談所当たり最大 10 事例）を抽出し、その要因を聴取したところ、表 2-①のとおり、

- ・ 「親権者等の同意や親権者等の都合に関するもの」（表中の B）
 - ・ 「措置先の空き状況や準備に関するもの」（表中の C）
- の順に多かった。

表 2-① 一時保護の期間が 2 か月を超えた要因

一時保護期間が長期化した要因	回答数	割合
A 入所・委託について、児童の理解を得るのに時間を要したため	11	4.2%
B 親権者等の同意や親権者等の都合に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所・委託について、親権者等との接触に時間を要したため ・ 親権者等と接触できたものの、その理解を得るのに時間を要したため ・ 親権者等が児童の引取りに向けた準備に時間を要したため 	120	45.6%
C 措置先の空き状況や準備に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置先に空きがなく、措置先の決定に時間を要したため ・ 児童福祉施設への入所は決定したが、入所の準備に時間を要したため ・ 里親等への委託は決定したが、委託の準備に時間を要したため 	118	44.9%
D 家事審判の請求や判決に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所・委託に向けた家事審判の請求に時間を要したため ・ 入所・委託に向けた家事審判の判決が出るまでに時間を要したため 	60	22.8%
E その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が入院治療を受けており、社会診断等の実施までに時間を要したため ・ 両親が離婚協議中で、親権の確定に時間を要したため など 	38	14.4%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「回答数」は複数回答であるため、事例数（263）と一致しない。

3 「割合」は事例数に占める割合である。

一時保護の期間をできる限り短くするためには、親権者等と早期に接触し、親権者等の意向を確認すること（表中Bへの対応）や、都道府県内の児童福祉施設等に児童の受入れ先が見つからないのであれば、都道府県外の施設等を活用するといった手段も考えられる²⁵（表中のCへの対応）。

（親権者等の意向確認）

調査した 34 児童相談所における、児童福祉施設等への入所措置に関する親権者等の意向確認の状況をみると、表 2-②、③及び④のとおり、現場では、児童と家族との将来的に良好な関係構築を視野に入れながら様々な対応を取っている実態がみられた。

表 2-② 書面又は口頭で親権者の同意を取得した例

No.	事例の概要		
1	保護した児童の属性	一時保護に至った相談の種別	
	15歳・女	児童虐待相談（ネグレクト）	
	一時保護期間	所内一時保護期間	委託一時保護期間（委託先）
	179日	130日	49日（児童養護施設）
	【事例の内容】 一時保護から6か月の間、母親（シングルマザー）と面談を試みるも叶わなかったが（母親の都合で直前に面談を取りやめること計4回）、今後の母子関係の構築を考慮して、電話等で面談を促し続けた。その結果、面談に応じた母親から同意書を取得することができ、保護した児童を児童養護施設に措置した。		
2	保護した児童の属性	一時保護に至った相談の種別	
	2歳・女	養護相談（児童虐待相談を除く）	
	一時保護期間	所内一時保護期間	委託一時保護期間（委託先）
	118日	7日	111日（ファミリーホーム）
	【事例の内容】 重病を患った母親に代えて、父親と接触しようとしたものの、1か月弱の間、連絡がつかず、連絡がついた後も約3か月の間、同意が得られなかった。児童相談所は、良好な父子関係を今後も維持するため、粘り強く働きかけた結果、同意書が取得でき、保護した児童を児童養護施設に措置した。		

²⁵ 「児童相談所運営指針」は、都道府県外の児童福祉施設への措置に関しては特に言及していない。里親への委託に関しては、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日付け雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、他の都道府県等に居住する里親に児童を委託しようとする場合の手続の流れが示されている（資料2-⑤）。ただし、他の都道府県等の管外に居住する里親へ委託する際の考え方（どのようなケースで管外への委託を検討するかなど）は示されていない。

3	保護した児童の属性	一時保護に至った相談の種別	
	1歳・女／3歳・男	児童虐待相談（ネグレクト）	
	一時保護期間	所内一時保護期間	委託一時保護期間（委託先）
	102日	0日	102日 （ファミリーホーム/児童養護施設）
	【事例の内容】 約1か月間父親と連絡がつかず、電話による連絡がつくようになってからも、約2か月間、児童養護施設等への入所には同意しない状況（電話や手紙により計3回の接触を試みたが同意が取れない状況）が続いた。児童相談所は、児童と親権者の間に対立が生じることを回避し、父親を含めた家族再統合を目指して、居所を教えない父親に電話による説得を続けた結果、同意が得られ、保護した児童をファミリーホームに措置した。		

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 児童の年齢は一時保護開始時点の年齢

表 2-③ 都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた例

事例の概要		
保護した児童の属性	一時保護に至った相談の種別	
0歳・男	児童虐待相談（ネグレクト）	
一時保護期間	所内一時保護期間	委託一時保護期間（委託先）
114日	0日	114日（乳児院）
【事例の内容】 一時保護から1か月半経過頃から、母親と連絡がつかなくなった。計20回以上、電話、手紙、家庭訪問を試みたが両親とも連絡がつかず、約1か月後、児童相談所での援助方針会議において、児童相談所の判断だけでなく、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこととし、審議会の意見を踏まえ、援助方針会議から約1か月後に保護した児童（乳児）を乳児院に措置した。		

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 児童の年齢は一時保護開始時点の年齢

表 2-④ 児童福祉法第 28 条第 1 項の家事審判を請求した例

事例の概要		
保護した児童の属性	一時保護に至った相談の種別	
11 歳・男	児童虐待相談（ネグレクト）	
一時保護期間	所内一時保護期間	委託一時保護期間（委託先）
556 日	127 日	429 日（児童養護施設）
【事例の内容】 当初、児童の祖母を通じて母親（シングルマザー）と接触できていたが、母親と祖母との関係悪化によって約 8 か月間、連絡がつかなくなり、その間、計 4 回、家庭訪問や手紙、施設措置同意書等の送付を試みたが、応答がなかった。児童相談所は、母親と連絡がいった際に施設入所措置への反対の意思を示されることを懸念し ²⁶ 、児童福祉法第 28 条第 1 項の家事審判を請求して ²⁷ 、同請求から約 8 か月後に保護した児童を児童養護施設に措置した。		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 児童の年齢は一時保護開始時点の年齢

（都道府県外の児童福祉施設等への措置）

「措置先に空きがなく、措置先の決定に時間を要した」62 事例（前出表 2-①中 C の内数）のうち詳細を把握できた 54 事例についてみると、都道府県外の児童福祉施設等への措置が検討されたものは 4 事例であった。これらの事例は、全国的に所在が限られている児童自立支援施設²⁸や児童心理治療施設²⁹への入所が検討されたものであった。

残る 50 事例については、都道府県外の児童福祉施設等への措置が検討されていないが、この点について、各児童相談所では、表 2-⑤のとおり、措置後の児童に対する支援などに支障が生ずることを懸念材料としてあげていた。

表 2-⑤ 児童相談所が都道府県外の施設への措置を検討しなかった主な理由

主な理由（区分）	該当事例数	具体的な内容
① 措置後の児童への支援を懸念	23 事例	i) 施設等から児童が暴れているので引き取ってほしいと連絡があってもすぐに対応できないなど、支援が適切にできないため、

²⁶ 本児が乳児のときに児童福祉法第 28 条第 1 項の家事審判を請求して乳児院に措置した経緯がある。

なお、本事例は、乳児院への措置後、祖母宅で引き取り養育していたが、母親が強引に児童を連れ戻した上に、ネグレクトが発覚したため一時保護したものである。

²⁷ 厚生労働省は、親権者等の意思がはっきりしない場合（親権者等と連絡が取れない場合を含む）において、児童福祉法第 28 条第 1 項の家事審判の請求を行うことは否定しないものの、一義的には、都道府県児童福祉審議会に意見を求めるなどして、同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ることを推奨するとしている。

²⁸ 前出 11 参照。

²⁹ 前出 13 参照。

		<p>都道府県外の児童養護施設等の措置を検討しなかった。</p> <p>ii) 基本的に、県外施設へ措置すると当該児童との面談のための訪問が定期的に必要となる。面談には当該施設への往復に多くの時間がかかり、児童福祉司の業務上の効率が悪くなるため、都道府県外の児童養護施設等の措置は検討しなかった。</p>
② 措置後の家族再統合支援を懸念	5 事例	<ul style="list-style-type: none"> 長期的には家族再統合に向けた支援が必要であり、面会交流の利便性等のデメリットから、都道府県外の児童養護施設等の措置を検討しなかった。

(注) 当省の調査結果による。

なお、一時保護の期間中は、学校の行事や定期考査などの場合を除き、基本的には通学は認められていないため³⁰、各児童相談所では、学習のためのカリキュラムを用意するなど、学習面の支援を行っていた。

³⁰ 「一時保護ガイドライン」では、「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする」旨の記述がある（資料 2-①）。調査対象とした 34 児童相談所とも一時保護所からの通学は「原則不可」としており、当省の調査結果では、学校の行事や定期考査等の例外を除き、児童が通学している実績はほとんどみられなかった（「1 日以上の上通学実績（平成 30 年度）」は、小学生・中学生で 1%未満、高校生で 3%程度）。